

○ 共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する規則

〔平成4年4月1日〕
規則第4号

改正 平成11年12月27日規則第6号
平成18年3月23日規則第4号
平成29年3月30日規則第4号

平成14年3月25日規則第3号
平成22年9月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)及び共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号。以下「条例」という。)に基づく職員の育児休業等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 育児休業法に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 条例第3条第5号の規定により再度の育児休業の承認の請求をする予定がある場合には、育児休業等計画書(様式第2号)を提出するものとする。

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情となる子の養育方法)

第4条 条例第3条第5号の規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 第3条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子が養育しなくなった場合

(4) 条例第5条に規定する事由が生じた場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第3号）により行うものとする。

3 第3条第3項の規定は、第1項の届出について準用する。

（職務復帰）

第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第5条に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（職務復帰後における給与の取扱い）

第7条の2 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第8条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する規則（昭和32年共立蒲原総合病院組合規則第1号）第11条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業に係る辞令書の交付）

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児休業を承認する場合

(2) 職員の育児休業を期間の延長を承認する場合

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）

第9条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 共立蒲原病院組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年共立蒲原総合病院組合規則第13号。以下「期末勤勉手当規則」という。）第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（期末勤勉手当規則第6条第3項に掲げる期間を除く。）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短

時間勤務をすることができる特別の事情となる子の養育の方法)

第10条 第3条第2項及び第4条の規定は、条例第10条第6号に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるときについて準用する。

(育児短時間勤務の形態に係る規定)

第11条 条例第11条の規則で定める日数は12日とし、規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 条例第12条の規則で定める請求書は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)とする。

2 前項の育児短時間勤務承認請求書による育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

3 第3条第3項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条」とあるのは「条例第13条第1号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)

第14条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(任期付短時間勤務職員の任用に係る辞令書の交付)

第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を採用した場合
- (2) 任期付短時間勤務職員の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付短時間勤務職員が当然に退職した場合
（任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

第16条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

（部分休業の承認の請求手続等）

第17条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第5号）により行うものとする。

2 第3条第3項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（部分休業の承認の取消事由等）

第18条 第6条の規定は、部分休業について準用する。

（雑則）

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（育児休業給の支給方法）

2 育児休業給は、給料の支給方法に準じて支給する。

附 則（平成11年12月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。